

**5月31日(火)が納期限です
平成23年度軽自動車税**

軽自動車税は毎年4月1日に軽自動車等を所有または使用している方が納める税金です。5月中旬に郵送される納税通知書で、最寄りの金融機関で納付してください。また、領収書には車検を受ける時に必要となる「納税証明書」がついています。車検証と一緒に大切に保管してください。口座振替を利用されている方は、納付を確認後、「納税証明書」を郵送いたします。

問い合わせ先
税務課住民税係(内線42)

**5月31日(火)が納期限です
平成23年度自動車税**

佐久地方事務所からのお知らせです。

自動車税は長野県のさまざまな事業に使われる大切な税金です。スピードは控えめに、そして自動車税は納期限内に納めましょう。コンビニエンスストアでも納めることができます。

問い合わせ先

地方事務所税務課

0267(63)3136

軽自動車税などの減免が受けられます!

身体障害者手帳等をお持ちの方が所有する軽自動車などは、申請をすると税の減免を受けることができます。

- 提出書類** ・減免申請書
- 持参するもの** ・障害者手帳等・車検証
・印鑑
・運転する方の運転免許証

申請期限 5月24日(火)
(納期限5月31日の7日前まで)

申請先
軽自動車など……町税務課住民税係
(32)3111 (内線49)
普通自動車など…佐久地方事務所税務課
0267 (63) 3136

※受けられる減免は軽自動車税と自動車税のいずれか1台です。お気軽にお問い合わせください。

減免基準

次の①、②、③のいずれかに該当し、もっぱら通学・通院もしくは生業のために使用する車のうち1台。

- ①身体に障がいのある方の所有する軽自動車など
- ②精神に障がいのある方の所有する軽自動車など
- ③18歳未満で身体に障がいのある方、または精神に障がいのある方と生計を共にする方が所有し、運転する軽自動車など

減免の対象となる障害

障害の区分	身体障害者手帳	
	障害の級別	
視覚障害	1級～3級までの各級と4級の1	
聴覚障害	2級及び3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級 (咽頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	
上肢不自由	1級、2級の1と2級の2	
下肢不自由	1級～6級までの各級	
体幹不自由	1級～3級までの各級と5級	
心臓機能障害	1級と3級	
じん臓機能障害	1級と3級	
呼吸器機能障害	1級と3級	
ぼうこうまたは直腸の機能障害	1級と3級	
小腸の機能障害	1級と3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級と2級
	移動機能	1級～6級

- 知的障害者手帳の障害の程度の記載欄に「A」と表示される重度の障害。
- 精神障害福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障害。
- 戦傷病者の方の等級については、お問い合わせください。

平成23年度 御代田町農作業標準労賃・機械作業料金表

1. 消費税の5%は外税。
2. 大型機械等の遠隔地への移動は実費。
3. ほ場の条件により割増。
4. 労賃・料金は標準ですので、場合により両者の協議によって決定してください。

作業の種類		労賃・料金(円)	備	考	
水田	一般作業	800		1時間あたり	
	田植作業	900		//	
畑	一般作業	800		//	
耕起	整備田	ロータリー	7,500	標準15cm耕起	10aあたり
	普通田	ロータリー	8,000		//
	畑	ロータリー	7,500		//
土壌改良	サブソイラー	9,300	縦横1m間隔引き	//	
代かき	ドライブハロー	7,500	植代のみ 未整備田は10%割増	//	
機械	田植		10,000	中・成苗	//
	収穫	バインダー	10,500	結束ひも付き	//
		ハーベスター	10,000		//
		自脱コンバイン	24,000	運搬料金は別途	//
	堆肥散布		5,200	積込・散布 2t	1台あたり

春の安全作業に心掛けましょう！

春の農繁期となり、農業機械の使用にも「慣れ」が出てきたころではないでしょうか。
県内においても、農作業中の死傷事故が発生しております。

農作業中に起こる事故は、増加傾向にあります。
事故は、高齢化による体力の低下、反射神経や判断力の低下によるものが多いといわれていますが、実は「慣れ」による油断から事故を招くケースも多いのです。

農業機械の使用には次の点に注意し、事故を防止しましょう。
● 乗用型トラクターへ安全フレーム、安全キャブを装着しましょう。ほ場を出る前に必ずブレーキを連結しましょう。

● 機械・施設の日常点検をしましょう。
● 刈払機使用時は保護メガネなどの保護具を着用しましょう。

● 高所作業・幅員の狭い農道や作業路における転落事故に気をつけましょう。
● 農耕車の道路走行時は前照点灯し、農耕車には夜光反射材を装着しましょう。

● 労働災害保険、任意保険などへ

加入しましょう。
● 安全運転操作と周囲の安全確認を徹底しましょう。

農地の貸借料情報

平成21年6月24日に農地法改正法が公布され、同年12月15日に施行されました。農地法の改正に伴い、現行の標準小作料制度は廃止され、新たに農業委員会が「農地の貸借料情報」を提供します。

賃借料を伴う契約の際は、情報を参考に両者の協議によって賃借料の設定をしてください。

10aあたりの単価(円)

	田	畑
件数	25件	110件
平均額	8,700円	9,400円
最高額	15,000円	15,000円
最低額	4,700円	3,000円

(2010.1.1~2010.12.1データ)